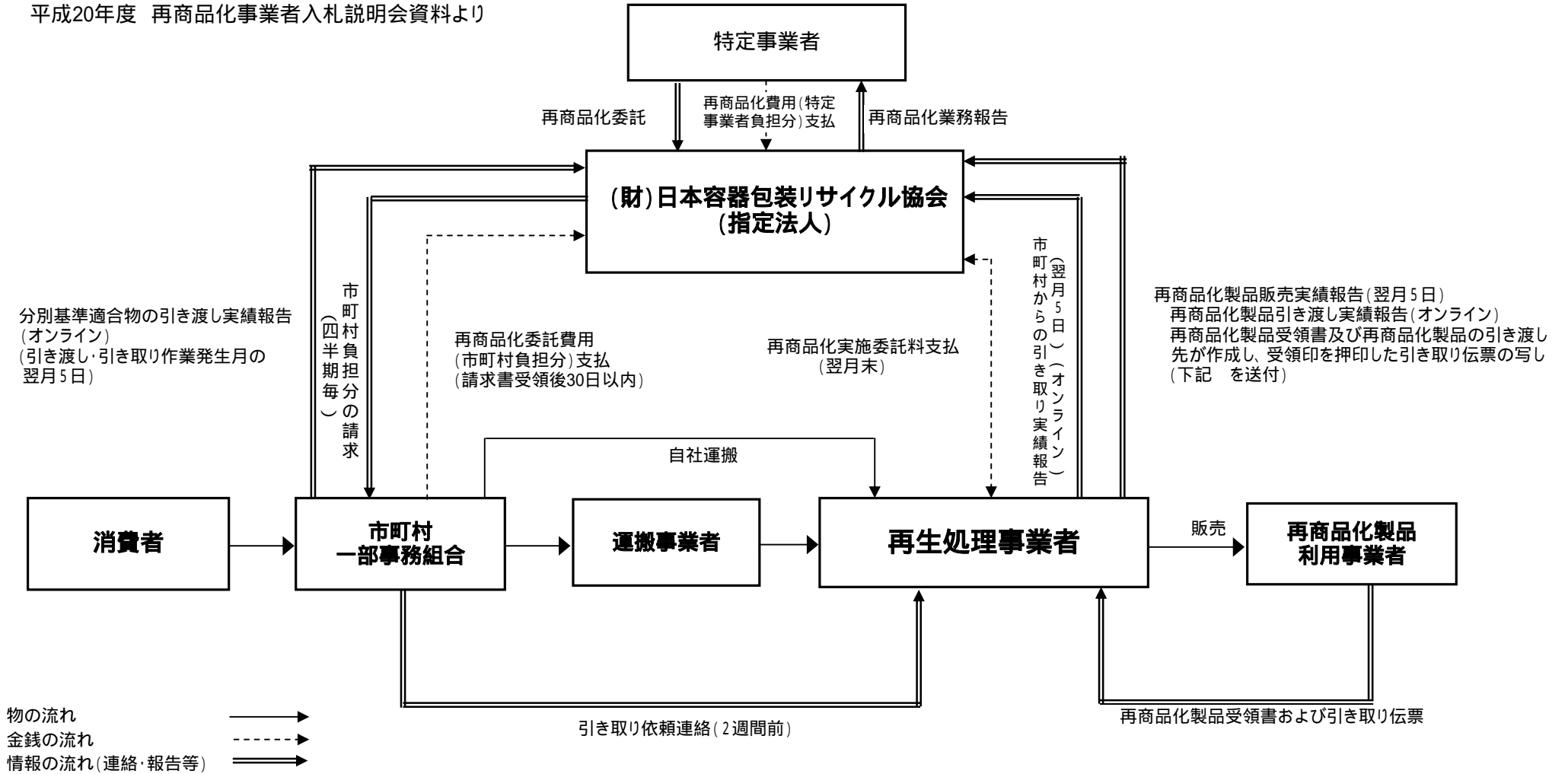


再商品化業務フロー (PETボトル)

平成20年度 再商品化事業者入札説明会資料より



注1) 容リ法第十条の二に基づいて、「再商品化合理化拠出金」が指定法人から市町村に支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。
 注2) 「有償入札拠出金」が指定法人から市町村へ支払われますが、その金銭の流れについては図中に記載していません。